

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	小栗地区 (小栗)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	114 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	109.6 ha
② 田の面積	66.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	43.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・小栗地区の川床川流域水田については、水利条件も良く圃場整備も進んでおり、作業効率が高い。また、小ヶ倉町では酪農が営まれており、酪農団地に所在する畑については採草放牧地として利用がされている。平山町・土師野尾町では、小規模ながら稲作が営まれている。地区内の市街化区域では農地自体が少なく、宅地化が進んでいる。

・真津山地区は、市内で最も宅地化(ベッタウン化)が進んでおり、区域内は狭小圃場が点在している。

・いずれの地区も、農業者の高齢化が進み、担い手が不足している。

・小栗集落の鷺崎・川床については、少数ながら大口の農家が農地を借り受けて耕作を行っているが、高齢化と後継者不足により、担い手不在となる可能性がある。(他地区からの参入が必要)

・その他の小栗集落については、中山間地域が多く、基盤整備の遅れから圃場が狭小または点在しているため、貸借が敬遠され、荒廃が進むことによって、荒れ地が増加している。また、高齢化も進んでおり、後継者が不足している。

・真津山地区では、都市化や大型開発の中で農地が減少してきており、農業者の高齢化、後継者不足が進んでいる。

・いずれの集落も、荒れ地(荒廃農地など)が増加してきており、有害鳥獣(イノシシなど)の被害も増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

小栗地区の川床川流域水田については、水利条件も良く圃場整備も進んでおり、作業効率が高いため、中型機械を導入して水田としての利用を促進する。

畑地帯については、酪農経営の自給飼料生産基盤として、飼料作物を主体とした畑の利用を図る。

小ヶ倉町の酪農団地に介在する畑については、牧草放牧地としての利用を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.28	%	将来の目標とする集積率 82 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・小栗集落については、中間管理制度を活用して中心経営体に農地を集約化するほか、市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得體)を促進することによって、担い手の増を目指していく。 ・真津山集落については、現在、中心経営体がないため、小栗集落と同様に市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得體)を促進することによって、担い手となってもらい、その後に中間管理制度を活用して農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営得體)を促進し、ある程度の中心経営体数となった段階で、地区ごとに中間管理制度の周知を図るとともに、農地の集約化を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組
今後も協議の場において検討を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
今後も協議の場において検討を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			別紙のとおり				ha	ha	
							ha	ha	
							ha	ha	
							ha	ha	
							ha	ha	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。